

各指定介護サービス事業所等運営法人代表者
各介護保険施設運営法人代表者
各老人福祉法関係施設運営法人代表者
(いずれも岐阜市所管の施設等を含む。)

} 様

岐阜県健康福祉部長

「第5波『緊急事態措置延長』を受けて～『生命(いのち)を守る』体制の強化～」について

本日の政府決定により、本県に対する緊急事態措置が9月30日まで延長されました。これを受け、岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部において、別添のとおり「第5波『緊急事態措置延長』を受けて～『生命(いのち)を守る』体制の強化～」を決定したところです。

県内の高齢福祉サービス事業所等におかれては、「『緊急事態措置区域の指定を受けて』(令和3年8月25日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部決定)」(令和3年8月25日付け高第684号通知)及び上記対策の趣旨に基づき、引き続き、下記により感染拡大防止の取組み徹底の継続をお願いします。

記

1 すべての関係職員の体調管理の徹底について

「第5波」でも、入所施設においては、関係職員から入所者へ感染が広がったと考えられる状況が発生しております。

調理業務など外部委託としている場合についても、施設において、当該施設内で従事する委託職員の体調管理をしっかりと行うなど、すべての関係職員について、体調不良があっても出勤するようなことが無いよう、体調管理の徹底と無理をして出勤しない職場の雰囲気づくりを改めてお願いします。

2 事業所・施設での感染防止対策の一段の強化について

高齢福祉サービス事業所・施設において、職員・利用者の感染が急増しており、ワクチンを接種済でも感染する事例も発生するとともに、職員・利用者を含めたクラスターも発生しております。

各事業所・施設においては、緊急事態であることを踏まえ、すべての関係職員等に対し、基本的な感染防止対策(マスク着用、手指衛生、密回避、体調不良の場合は行動ストップ)の徹底とともに、以下に留意して感染防止対策の一段の強化をお願いします。

- ・入浴介助の場合を含めたマスク着用の徹底など、標準予防策の再徹底
- ・職員の手指衛生の再徹底
- ・施設内共用部分の消毒方法の再確認（アルコールは噴霧せず、浸したクロスで拭く）
- ・エアロゾル感染予防のための施設内の換気の再徹底
- ・利用者に感染の疑いがある場合には個人防護具を使用して対応 など

3 動画を使った事業所・施設内研修の実施について

県では、9月10日に高齢者・障がい者施設の「第5波」感染防止緊急対策研修会をオンライン配信で開催し、またその動画は速やかに県ホームページに掲載する予定です。

各事業所・施設におかれては、上記研修会当日の視聴のほか、後日掲載の動画を使って、事業所・施設内研修の実施をお願いします。

【高齢者・障がい者施設の「第5波」感染防止緊急対策研修会】

日時：令和3年9月10日（金）14：00～15：15

配信：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/94176.html>

[添付資料]

- ・「第5波『緊急事態措置延長』を受けて～『生命(いのち)を守る』体制の強化～」(令和3年9月9日岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部)

岐阜県健康福祉部高齢福祉課事業者指導係			
係長	堀部	担当	大野
TEL	058-272-1111 内線 2600		
FAX	058-278-2639		